

最高裁秘書第2645号

令和4年9月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

苦情の申出に係る諮問について（通知）

7月29日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

毎年度の級別定数表の「職名」別の予算定員と、毎年の裁判所データブックに載つてある書記官、速記官、家庭裁判所調査官、事務官及びその他の定員がどのように対応しているかが分かる文書（最新版）

担当課 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第2768号

令和4年9月16日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

毎年度の級別定数表の「職名」別の予算定員と、毎年の裁判所データブックに載つてある書記官、速記官、家庭裁判所調査官、事務官及びその他の定員がどのように対応しているかが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和4年8月10日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和4年度（最情）謝問第11号

(2) 謝問日

令和4年9月9日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年9月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

毎年度の級別定数表の「職名」別の予算定員と、毎年の裁判所データブックに載つてある書記官、速記官、家庭裁判所調査官、事務官及びその他の定員がどのように対応しているかが分かる文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、7月29日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

(2) 級別定数表とは、最高裁判所が予算の範囲内で職務の級の定数を設定するために毎年度作成している文書であり、職名別に職務の級ごとの定数が記載されている。

級別定数表は、各年度の予算書のうち、裁判所職員予算定員及び俸給額表（以下「予算定員表」という場合はこの表を指す。）に定められた職名別の定員

の数値を基礎資料として作成している。

(3) 裁判所データブックとは、最高裁判所が裁判所に関する各種データを一般に公表することを目的として毎年度作成している文書であり、その中に官職名等別に定員が記載されている表（以下「裁判所データブックの表」という場合はこの表を指す。）が存在する。

裁判所データブックの表は、予算定員表に定められた職名別の定員の数値を参考としつつ、裁判所職員定員法改正による定員の増減数を反映するなどして一般に公表するために作成しているものである。

(4) したがって、級別定数表と裁判所データブックの表とは作成する目的が異なり各数値との間に直接的な対応関係はないことから、その対応関係が分かる文書を作成又は取得する必要がない。

(5) よって、原判断は相当である。